

庁名 広島家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関する審判	後見開始	5					16		7	5			4810円	5000円		
	保佐開始	7					18		7	5			6030円	7000円		
	補助開始	7					18		7	5			6030円	7000円		
	任意後見監督人選任	3					19		7	3			4060円	5000円		
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	1					5		2		6	1210円				
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	1					5		2		6	1210円				
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	1					5		2		6	1210円				
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可						5						550円		審判書謄本を窓口で受け取る場合は郵便切手不要	
	特別代理人選任(被後見人のための)						10						1100円			
	臨時保佐人選任						10						1100円			
	臨時補助人選任						10						1100円			
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与						1						110円		審判書謄本を窓口で受け取る場合は郵便切手不要	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2						4					1440円		・審判書謄本を窓口で受け取る場合は110円×2枚 ・嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに110円の郵便切手を加算	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関する審判	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更						2							220円	・嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに111円の郵便切手を加算 ・回送を受けている成年後見人以外が申し立てる場合には500円×2枚、110円×2枚を追加 ・成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに500円×2枚、110円×2枚を追加	
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1							110円	審判書謄本を窓口で受け取る場合は郵便切手不要	
	後見開始審判の取消	5					16		7	5				4810円		
	保佐・補助の同意権、代理権(開始後)	3					12		2				6	2980円		
	成年後見人(保佐人, 補助人)辞任許可及び選任	1					5		2				6	1210円		
	成年後見人解任	3					12		2				6	2980円		
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任						14		4	2			10	1920円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可						1							110円	審判書謄本を窓口で受け取る場合は郵便切手不要	
	失踪宣告	2					15	10				10	10	3950円	4000円	
親子に関する審判	未成年後見人選任	2					13							2430円	3000円	
	子の氏の変更許可						1							110円		住所が別の15歳以上の子がいる場合、110円×1枚追加
	養子縁組許可						10							1100円		
	死後離縁許可	2					5	1					10	1750円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
親子に関する審判	特別養子適格の確認	8					10	4					10	5600円	6000円	
	特別養子縁組の成立	4					5	4					10	3050円	3000円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)						4							440円		このほか、110円×(未成年者数×5)枚
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)				1		6							840円		
相続に関する審判	相続の放棄の申述						5							550円		
	相続の限定承認の申述						5							550円		
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						5							550円		
	相続財産清算人の選任						7		3	3				1040円		
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					10							3100円		
	遺言書の検認							2						220円		このほか、110円×(相続人数+申立人(相続人以外の場合)+受遺者数(開封済み遺言書の場合))枚
	遺言執行者の選任							6						660円		
	遺留分放棄の許可							8						880円		
遺留分の算定に係る合意の許可							2						220円		このほか、110円×(推定相続人数×2)枚	
保護者選任に関する審判	保護者選任						3							330円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
戸籍上の 氏名や性別 の変更 などに関する 審判	氏の変更許可	2					5	2					10	1850円	2000円	夫婦連名申立ての場合、500円×2枚、110円×1枚、100円×1枚追加
	氏の振り仮名の変更許可	2					5	2					10	1850円	2000円	
	名の変更許可	2					5	2					10	1850円	2000円	
	名の振り仮名の変更許可	2					5	2					10	1850円	2000円	
	戸籍訂正許可	2					15	1					20	2950円		
	性別の取扱いの変更 就籍許可	2 2					10 15	1 1					10 20	2300円 2950円	2000円	
年金分割 の割合を 定める審判	年金分割の割合を定める審判	4					10						3100円			
調停事件	調停事件(遺産分割以外)				1		6						840円			
	調停事件(遺産分割)						14		2				11	1750円	当事者が1名増すごとに550円分(110円4枚、50円2枚、10円1枚)を加算してください。	
人事訴訟	人事訴訟	10					10	10	10			10	10	7900円	8000円	
	即時抗告	4						12	10			10	10	4000円	当事者が1人増えるごとに、500円2枚、100円2枚、10円2枚を追加	